

S・V

羅針盤のない航海



川崎 二三彦

【3】ソーシャルワークの手順

緊急の養護相談

相談判定課長の辞令を受けて1か月を過ぎて改めて思ったのは、「所変われば品変わる」ということだ。私自身は就職以来この日まで、児童心理司や児童福祉司として20年以上児童相談所で勤務しており、京都府3つの児童相談所で行われる合同の会議や研修その他にも数限りなく顔を出し、他の児童相談所職員についてもほぼ全員と顔見知りだったと言っていい。ところが、同じ京都府の、それも前任地とはすぐ近い児童相談所で、なおかつ10年前には私自身が身を置いていた職場であるのに、10年近い児童福祉司経験の中で私がセオリーだと思っていたこと、自明のことだと意識すらしていなかったことが通用しない。日誌にはこんなことが書いてあった。

今日も緊急の養護相談が入った。

母親が近く入院しなくてはならず、その間生後8か月の子どもの養育ができないという病院からの通告である。電話を受けた福祉司は、翌々日に父との面接を設定したが、すぐに京都市児童相談所に電話し^{*1}、ついで、遠方にある京都府管轄の乳児院にも連絡を入れている^{*2}。

私なら、保護者から直接話も聞かないうちに施設の打診はしない。急ぐというならもっと早くインテーク面接を設定す

る。もちろん入所の受け入れが可能かどうかの押さえが必要であることは理解できるし、京都市所管の乳児院にも目配せしているのは準備万端と言えなくはないかも知れない。とはいえ、仮に遠方の乳児院だと家族が納得するのかどうかもわからないし、そもそも京都府の施設ならば、今すぐ打診しなくても、現在の入所状況を考えれば、受け入れはいつでも可能なはずである。逆に、保護者が遠方であることを嫌って躊躇すれば、現段階で施設側にいろいろ段取りを考えてもらうことが、かえって無駄足になってしまうおそれもある。これは福祉司の用意周到さなのか、手抜きなのか、それとも不安なのか。

繰り返すが、私ならまずは急いで保護者のインテーク。そこで、家族の事情について納得がいくよう調査をし、入所の必要性があると判断できるなら、保護者の希望もふまえつつ、児童相談所として妥当と判断できる施設から順次打診していく。

この事例で感じたのは、相談の第一報を受けてインテーク面接をいつするかという入口段階で、早くも私のセオリーとは逸れてしまっているということだ。

ちょっとしたことかも知れないが、このような感じで、この職場でごく普通に行われている（と思われる）流れに違和感を覚えてしまう。セオリーが、私の肌

*1 前号でも述べたことだが、政令市である京都市が管轄している乳児院への措置を行う場合、京都市児童相談所の了解が必要となることから、連絡したものであろう。私が赴任した児童相談所は、京都市周辺部を管轄しているので、京都市の乳児院を利用させてもらうことが保護者の希望にも添い、便利なおことが多かったのは事実である。

*2 京都市児童相談所の反応がよくなって、遠方にあるとはいえ京都府管轄の乳児院に打診したのか、乳児院すべての空き状況などを順次確認したのかどうかは、この日誌だけではわからない。

感覚と微妙にずれていくのである。

福祉司なら誰でも同じと思っていた初動の進め方に実は違いがあり、統一的な対応を行うことが、意外に難しいということに気がついたのである。

このようなことを日誌に書き付けた後、私は他の相談判定課長に愚痴めいたことをつぶやき、「つい愚痴が出てしまうのだが、これはあまり良くない。こんなに自分の不満を口外してはよくないと反省する」などという記録も見つけたので、日誌で「(福祉司の) 用意周到さなのか、手抜きなのか、それとも不安なのか」などと書いてはいても、やはり批判的気分は押さえられず、自分のやり方が正しいと信じ込んでいたことは疑いないだろう。

時間

思うに、時間を計算しない、もしくはできないソーシャルワーカーは、多忙な業務を成功裏に進めることはできないのではないだろうか。たとえば、「急な病気で母親が明日から入院するので子どもを預かってほしい」という今回と類似の相談を仮定してみよう。明日からとなると、確かに慌ててしまうが、しかし今日は実家から祖母が来て数日間は滞在してくれるだとか、3日間なら父親が年休を取ることができるということであれば、祖母や父の状況を見極めつつ、福祉司として調査や調整に費やせる時間がどの程度あるかが見通せる。それをふまえ、他の業務も睨みながら最も有効かつ効率的に与えられた時間を使えばよい。むろん、身内などの協力が得られず本当に切迫した事例であれば、この福祉司がしたように、直接保護者と面接する前に、施設や里親などに連絡して入所の可能性を伝

え、打診しておいた上で早急に面接等の設定を行う必要があるだろう。

今回の件では、「近く母親が入院しなくてはならず」と聞かされただけで、いつ入院するのかもわからなかったし、実家などの協力が得られるのかどうか、また、どの程度の入院、入所期間が予想されるのか、何も分からなかった。だから、(当時の私は) まずは保護者から直接話を聞くことを第一だと感じたのだろう。一方、福祉司は、もしかしたら、まず最初に施設に連絡することに疑問など持たず、これが当たり前ということであったかも知れない。

通告の電話が入った直後に、児童福祉司から今後の進め方についての相談でもあれば、私が考えるセオリーを伝えて議論できたかも知れないが、すぐさま行動する担当者の動きを、私は黙って見ているしかなかったのであった。

読みが外れた!

本連載、本当にこのまま続けられるのか、ますます苦痛になってきた。≠切間際になってようやくここまで書き綴ると、疲れきっていつの間にか眠り込んでしまったのだが、寝ている間に記憶の片隅からかすかな声がした。かつて私自身が児童福祉司をしていた時代のことだ。

“児相研第1回新人児童福祉司研修ワークショップ^{*1}を企画していた時、参加者に宛てた通信に何か書き付けたのじゃなかったかい?”

寝ぼけ眼でPCに保管しているデータをあちこち探していたら、「児童福祉司研修ワークショップ参加決定のお知らせ」というタイトルの中に、その文章が紛れ込んでいた。

*1 児相研企画の新人児童福祉司向けワークショップは、1998年3月に第1回が開催された。当初は、海のものとも山のものともはっきりしない怪しげな印象もあったワークショップだったが、実施してみると参加者から大好評を得てその後も続けられ、2016年には第19回が実施された。

*

午後8時、例によって、たまった仕事を片づけるべく残業していたところに警察署からの電話。

「先ほど母と内縁の夫を逮捕したけれど、子どもたちの行き場がないんですわ……」

要するに緊急一時保護の依頼です。悲しいことに私の担当地域での出来事。選択の余地なく、2人の子どもがやって来た。

一時保護となると受理判定会議において決定をしなければなりません。しかし、定例の会議を待っているわけにはいかない。真夜中に児童相談所で何が起こったのか、翌朝、臨時ケース会議を開き、一時保護の(事後)承認を得ることになります。

さてこのケースの不思議は、住居は私の担当地域であるのに通学する学校は隣町ということ。しかも子どもたちに聞くと、もう2年前から電車通学しているというのです。逮捕された母の拘留がどの程度続くのか、警察に聞いてもはっきりとはわからないし、子どもの通学に関する事情もよくわかりません。一時保護は決まったけれど、この後のケースワークをどうすればいいのか、そこが問題です。

留置されている母との面接をまず試みるのか、それとも学校情報を優先させるのか。ケース運びの展望、ケースワークデザインが必要なのです。ところが翌日の私は終日保健所で発達相談をし、それが終わって夕方からは家のお金を持ち出すという小6女児のインテーク面接をする予定でした。時間がないのです。しかも保健所で予定していた午前中の相談が、これまたやっかいなケース。母は精神科の治療が必要とされていて、離婚した夫、つまり実父が同居しています。ところがこの両親がひどい虐待を繰り返し、子どもは保育園で落ち着かず、すぐに暴力をふるう、最近は登園もままならず、家の中でさらに体罰を受けている、ただ理由はよくわからないが発達相談にだ

けはちゃんと来るというのです。これは内容的に外せない。考えた末、私は同僚の福祉司に午後の発達相談を受け持ってもらうことにして、空いた時間を一時保護の子どものために割くことにしました。

さて保健所に着くと、まさにこれから面接という段になって職場から電話。いろいろ考えて午後には小学校を訪問しようと決め、打診していたことへの返事が入ったという連絡です。

「校長の都合で、何とか午前中に来てもらえないかとのことでしたよ。返事をしてあげてください。それと、講演依頼の電話が入ってます。無理は承知だが何とか引き受けてほしい。早急に返事がほしいとのことです。電話番号言いましょうか？」

“やめてくれ！ こっちはそれどころじゃないんだ！”

講演依頼はうっちゃって、学校には保健所での相談が終わり次第かけつけることにしました。おまけに慌てた自分が悪いのか、鞆の鍵が壊れてしまい、引っ張っても叩いても開いてくれません。はさみで切り裂いて中身を出しました。

さて、空いた(空けた)時間を使ってまず学校へ行こうと決めたのは、校区外通学が長く続いているのだから、おそらくこの家族について詳しい情報を持っているだろうと踏んだからです。表向きは、つまり逆に言うと、母はどんな人物かよくわからないし、留置場での制限された面接では不安がある、まずは情報がほしいという福祉司側の心理的事情に、当の本人が気づいてなかっただけ。昼食はパンにして、急いで小学校に向かいます。ところがこの訪問は右から見ても左から見ても失敗。学校は子どもたちの通学状況どころか、校区外の住所も正確に把握していなかったのです。一時保護の事実を伝え、一時保護とはどのようなものを説明し、今後の可能性についてわかる範囲で話すなど、私が情報を提供す

るだけの訪問となりました。

児童相談所に戻って、一時保護した子どもたち2人と個別面接。内縁の夫という人物への距離が兄弟で微妙に違っているのは年齢からして当然でしょうが、ここで私が困ったのは、子どもたちに母の逮捕が隠されていることです。児童相談所としてこの一時保護をどのように説明してやればいいのかを考えねばなりません。それにしても小1の弟に、「昨日ここに泊まってどうやった？」と聞いたときの第一声が「嬉しかった。オモチャもあったし」というのには複雑な思いになってしまいます。

ともかく、2人の面接が終わったら息継ぐ間もなく新規のインテーク面接。ところが、これがまたまた予定外の事態。まずは保護者だけの面接を案内したはずなのに、両親に連れられて本人まで一緒に来ているのです。面接計画を再検討しなければなりません。こんなときは、両親にお茶を運んで事務室に戻り、声を出して自分に言い聞かせます。

「よし、3分で面接の方針を立てろ！」

この独り言に周りはいつもはた迷惑。ところがここで別件の電話。

「えっ、はいそうです。ええ、ええ……」

ということで3分間は使われて、かけ声もむなしく面接室に入ってみると、案の定、子どもの様子は緊張して表情も難い。そこで私はその子と個別面接をすることに…。

＊

単なる参加決定通知にこんなことを延々と書いていたことに驚かされたが、「児相研企画」と言いつつ、当時児相研事務局長を務めていた私が、実質的には自分で企画して自分で参加者を募集し、自分でワークショップを切り盛りしていたのである。初めての企画に対する不安が、これだけの文章を書かせたのだろう、と今になればわかるのだが、それはともかく、ここで取り上げた事例に関しては、小学校を訪問するこ

とに決めた読みが外れて、結果的に学校からは何らの情報も得られなかったという結末であった。ただし、ソーシャルワークの手順を考えて行動していたことだけは間違いないだろう。

神は細部に宿る

相談判定課長の仕事ではなく、私の児童福祉司時代のことに紙数を費やしすぎてしまったが、話を元に戻そう。

緊急の養護相談のその後である。

「この件、一体どうなったんだろう」

と思って日誌を読み進むと、どうやら、比較的遠方となる京都府所管の乳児院に措置したことがわかった。そして、翌週の日誌には、次のような記載があった。

「先週乳児院に措置したばかりのケース、結局は母親が入院しなくてもよくなったため、数日の在籍だけで引き取りになった」

＊

本事例は、特に何か大きな問題があったわけでもなく、日常業務の一コマとして忘れ去られてもおかしくないものだ。とはいえ、些細なことの積み重ねが、ソーシャルワークの成否を左右することがないとは言えない。

本当はスーパーバイザーたる私が、機会を見て福祉司と議論する素材にすればよかったのだろうが、残念ながら、この時も未熟な私にその余裕はなかったと言わざるを得ない。(つづく、かな?)

本稿は、「児童虐待防止法」制定、施行の前後、筆者が児童相談所の相談判定課長時代に書き付けていた個人的業務日誌を改めてひもとき、現時点で振り返ろうとするものである。本文中、「日誌」と記載しているのは、この業務日誌のことだが、もちろん、業務内の記録ではない。業務を終えて、個人的に記した全く私的な日誌である。

これまで
の連載

[序](#)
[\(1\)前史](#)
[\(2\)最初の1か月](#)

* 題名を click
すると本文ヘジ
ャンプします。